

5 入札・契約業務の執行状況

(1) 監査目的

水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書（平成19年6月18日）に記載された「当面の入札関係不祥事の再発防止対策」の一環として、通常の業務監査とは別に入札・契約における不正行為の監視のために入札契約監査官が設置された。

入札契約の監査は、入札・契約業務の執行手続、特に工事契約に関する発注、設計・積算、監督等一連の状況を中心に実施した。

(2) 監査対象項目

- 1) 入札・契約手続運営委員会の規則制定・開催状況
- 2) 予定価格等の情報管理状況
- 3) 入札・契約業務の執行状況
- 4) 工事契約における執行状況
- 5) 物品取得・管理の執行状況
- 6) 事業者等に対する応接状況

(3) 監査結果

1) 入札・契約手続運営委員会規則制定・開催状況

- ・ 監査を実施したすべての事務所において、入札・契約手続運営委員会規則は制定されていた。だが、一部の事務所において構成員が組織改正に対応していないなど、規約改正が適切に行われていないところがあった。
- ・ 事務所長を委員長とする入札・契約手続運営委員会は、随時に開催され調査審議のうえ契約手続が開始されていた。

2) 予定価格等の情報管理状況

- ・ 予定価格・工事費内訳書の作成過程において、担当職員の積算作業手順や作成中の資料の保管、さらには積算段階での資料廃棄の方法などの作業工程・情報管理については、適切に行われていた。
- ・ 予定価格の作成時期について、入札執行の直近にするなど情報管理に留意していた。
- ・ 秘密文書として作成された予定価格・工事費内訳書等は、落札又は決定まで契約担当課長により、事務室内の金庫に厳重に保管していた。

3) 入札・契約業務の執行状況

- ・ 契約措置請求書、支出負担行為決議書等の作成にあたっては、施工承認など添付書類の確認を含めダブルチェックを行うなど適正な業務執行に努めていた。
- ・ 請負者から発注者あてに提出される「工事工程表」、「現場代理人通知書」は、主任監督員等を経由して契約担当課に提出されていたが、主任監督員の確認印が押印されていないものや、確認日が記入されていないものが見られた。
- ・ 請負者から主任監督員等を経由して契約担当課に提出された「工事工程表」、「現場代理人通知書」は、名宛人や契約担当課長へ回覧を行っている事務所と、回覧を行っていない事務所が見られた。
- ・ 監督職員については、監督命令書により適任者が任命され監督業務が行われていた。
- ・ 工事契約で工期を超えての履行遅滞について確認したが、工期を超えた事例はなかった。
- ・ 検査については、検査命令書により適任者が任命され、検査時期、検査調書の作成等適切に行われていた。

4) 工事契約における執行状況

- ・ 入札及び契約に関する監査の強化として、工事契約の中で特に変更増額が30%を超える工事、低入札工事、工事完成後出来高形が不可視となる工事を抽出して確認した。
- ・ 設計変更手続、監督業務の状況、指示・承諾の処理状況等については、適切に行われていた。

5) 物品取得・管理の執行状況

- ・ 現場発生品については、工事現場発生品調書の作成、数量等の確認、物品管理官への通知など適切に行われていた。
- ・ 物品管理官は取得した売り払い可能な物品については、速やかに契約等担当職員に対し、売り払いのための措置を行っていた。
- ・ 物品等取得に関する手続は、競争参加資格の確認、業者選定、競争方式とも適切に行われていた。

- ・ 納入された品目・数量等の検査は、検査職員に任命された者により実施されていた。

6) 事業者等に対する応接状況

- ・ 事業者等と接するときは、公平かつ適正に対応することを含め一部の事業者が有利又は不利となることがないように応接方法等を確認した。
- ・ 事業者等との応接方法については、原則として、受付カウンター、応接コーナー、打合せテーブル等オープンな場所で行うこと（発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル第7条関係）としているが、監査を実施したすべての事務所で打合せスペース等を設置していた。
中には、狭隘な庁舎にもかかわらず、工夫をして打合せスペース等を創出している事務所も見られた。
- ・ 庁舎エントランスに名刺入れを設置したり、庁舎玄関や積算担当課等の執務室入口に入室制限を周知するための掲示を行うなど、情報漏洩の観点から合理的な入室制限を行っていた。

(4) 監査意見

- 1) 「工事工程表」や「現場代理人通知書」の回覧・整理については、統一的な取扱いをするよう本局契約課において検討されたい。

以下について、引き続き適正に取り組まされたい。

- ・ 入札・契約手続運営委員会は、工事・建設コンサルタント業務等の民間事業者選定の公平を確保するために設置されているものであり、今後も適正に運営されたい。
- ・ 予定価格等は秘密文書であり、作成から保管を含め落札又は決定まで常時、厳重な取り扱いとされたい。
- ・ 事業者への対応は、常に公平かつ適正に行うこととされたい。
- ・ 執務室への自由な出入りの制限を行うなど、情報管理に留意されたい。